

様式第46号

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所

管理者の氏名

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第29条第1項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称			
所 在 地	〒	電話 :	ファクシミリ :

2 エックス線装置の変更内容に関する事項

エックス線装置又はその他の装置等	製作者名	
	型式	
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等	種類	
	型式又は形状	
	廃止時における放射線源の数量	Bq
廃止後の処分方法		
廃止した理由		
廃止後の診療室又は使用室の用途		

3 廃止年月日

年	月	日
---	---	---